

## 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) (概要版)

### 【子どもの権利】

『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』『参加する権利』

(一般原則)

- ・生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)  
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることができる。
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)  
子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。
- ・子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)  
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。
- ・差別の禁止(差別のないこと)  
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

### 【子どもの権利条約】 抜粋

『生きる権利』『育つ権利』

#### 第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

『守られる権利』

#### 第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

『参加する権利』

#### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

ユニセフ「子どもの権利条約」全文(政府訳)

